

(1) 業務実施体制

大館愛あふれる技術者が担当します！

私たちは、これまで都市計画マスタープラン、立地適正化計画、住生活基本計画、公園修景基本計画・基本設計等の策定のお手伝いをして参りました。また、御成町通り再生プログラムやマルーフ等のリノベーション事業等、地域の魅力創出に関わってきた大館在住のスタッフが管理技術者を務めます。

■ 全体統括／景観計画の作成、会議運営支援 等

管理技術者（業務責任者）	
資格	技術士【総合技術監理、建設部門】
主な実績	・景観計画策定業務 ・住生活基本計画策定業務 ・公園修景基本計画・基本設計業務 等
NPO支援センター理事、子育てサークル会員、大館在住	

■ 重点地区の検討、景観形成基準等の検討 等

担当技術者（主担当）	
資格	技術士【総合技術監理、建設部門】
主な実績	・都市計画マスタープラン策定業務 ・立地適正化計画策定業務 ・公営住宅長寿命化計画策定業務 等
大館に通い続けて約20年。大館は第二の故郷です。	

■ 照査

照査技術者	
資格	技術士【総合技術監理、建設部門】
主な実績	・立地適正化計画策定業務 ・公共交通網計画策定業務 ・住生活基本計画策定業務 等
大館市の都市計画業務を多く支援 秋田犬LOVE	

担当技術者	
その他 住民参加等の担当：技術士【建設部門】 行為の制限等の検討の担当：二級建築士 基礎調査等の担当 ほか	

(2) 実施方針

～ 「大館だなあ」という景観を見つけて磨き、誇りを持って住み続けたいまちへ ～

景観とは、大館に関係する方々が、過去から現在へ、この地で営みを継承してきた証です。人口減少やデジタル活用、新しい生活様式、災害の甚大化・頻発化への対応が求められる時代の中で、「大館だなあ」という景観を再定義し、景観計画を良好な景観を見つけて磨くための指針とします。このことにより、大館に誇りを持ち、住み続けたいと思える市民を増やします。

1. 市民が考える景観資源を明確にします！

「景観」とは、表層的なデザインから伝統芸能等を支える仕組みに至るまで、その範囲は広く、受け取る側によって捉え方が曖昧になりがちです。市民アンケートや今回提案するヒアリング等により、市民が考える大館の景観資源を明確にします。市民が主体的に向上・改善に取り組むために関心の高いテーマを見出しながら、効率的な景観形成への工夫を提案します。

2. 大館市民の「良好な景観づくり」の機運を高めます！

市民意向をもとに、大館にとっての“良好な景観とは何か？”、“気になる景観とは何か？”を把握し、HPや市広報等で周知しながら、市民と共有します。その際には、“歴史、地勢、風土、文化、伝統、経済活動等に則り、市民の生活に根差しているか否か”の視点を重視し、「気になる景観は改善し」、「これからの大館に必要な良好な景観づくり」の機運を高める工夫を提案します。

3. 景観づくりに関わる多様な主体が、無理なく守れるルールづくりを行います。

大館には、歴史的風致維持向上計画（以下、歴まち計画）や通り再生プログラムで培った景観まちづくりの土壌がありますが、景観計画ではさらに全市的な景観形成が求められます。景観まちづくりに関わる多様な主体が、無理なく守れる緩やかなルール設定を提案し、参画を促します。

(3) 業務フロー

～ 市民とともに作る景観を意識します ～

景観計画策定

<1年目> 市民が考える景観資源や特性を様々な調査で把握

(1) 基礎調査の実施及び整理

- ① 基礎情報の把握 (計画準備)
- ② 上位計画及び規制状況の把握・整理
- ③ 市民アンケート調査の作成・集計・分析

(5) 打合せ協議①

計画の目的を伝え、アンケート調査で明らかにしたい内容を確認します!

(3) 庁内検討委員会①
策定協議会①

- ④ 景観資源と景観阻害要因の把握
- ⑤ 地域の景観特性と課題の整理

(5) 打合せ協議②

(3) 庁内検討委員会②
策定協議会②

市民が考える景観資源や特性と課題を明らかにします!

(4) 計画書等の作成

- ③ 中間報告書の作成

<2年目> 市民が協力できるルールづくりを意識し実効性を向上

(2) 景観計画の作成

- ① 景観計画区域の検討 (重点地区を含む)
- ② 景観計画区域における景観形成方針の検討
- ③ 行為の制限に関する事項の検討 (屋外広告物を含む)
- ④ 景観形成基準の検討 (屋外広告物を含む)

(5) 打合せ協議③

(3) 庁内検討委員会③
策定協議会③

市民が協力できる緩やかな景観ルールを提案します!

- ⑤ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針の検討
- ⑥ その他、景観計画に関する事項の検討
- ⑦ 景観重点地区に関する事項の検討
- ⑧ 景観形成の推進方策等の検討

(5) 打合せ協議④

(3) 庁内検討委員会④
策定協議会④

構成や内容が理解しやすい計画案とします!

(4) 計画書等の作成

- ① 景観計画 計画書の作成
- ② 届け出の手引きの作成
- ④ 業務報告書の作成

(3) パブリックコメント
回答 (素案) 作成

(3) 庁内検討委員会⑤
策定協議会⑤

手に取りたくなる理解しやすい計画書としてとりまとめます!

(5) 打合せ協議⑤

(4) 特定テーマに対する技術提案

① 景観、歴史的風致、環境等の関係分野と連携したまちづくりの着眼点、留意点について

A. 景観 大館に関わる全ての人々で創り、継承してきた景観です。区画整理事業と共に進めてきた通り再生プログラムでは、住民と専門知識を持った応援団でまちづくりビジョンや10箇条の提言を作成し、住民の維持・管理を見据えた整備が進められています。



住民の維持・管理を見据えた街並みデザイン(通り再生)

【着眼点】通り再生のヒントを景観計画の着眼点とします

- 地域住民の意向を基に10箇条の提言をまとめました。「**地域で景観をつくる仕組み**」を、特に、重点地区のまちづくりに活かします。
- 舗装パターンは、大館駅前や国道7号にも展開されています。「**景観の連続性創出**」に配慮します。
- 専門技術を持った応援団が、10年以上支えてきました。「**取組みの伴走者**」を大切にします。

【留意点】

- 地域の良さや守るべきポイントを、地域の方々とじっくり検討します。景観計画策定後も、プロボノ(各分野の専門家による社会貢献活動)として景観まちづくりの伴走を行います。

B. 歴史的風致 大館では、歴まち計画を策定し、大館城下の町割り、扇田神明社、田代岳の作占い、秋田犬、鳳凰山周辺、浅利氏ゆかりの独鈷等を位置づけています。桂城公園の修景整備、八幡神社や桜櫓館等の改修等は、本事業で景観形成が進められています。



桜櫓館と調和した新庁舎(桂城公園)

【着眼点】歴まちのヒントを景観計画の着眼点とします

- 歴まち事業で、大館城下の町割りにちなんだ「**統一を図るデザイン要素を設定**」しています。設定の際の理由付けを大切にします。
- 桜櫓館、新庁舎を基に、桂城公園の整備が進められます。「**一体的な雰囲気づくり**」に配慮します。
- 大館歴まち散歩による「**市民の巻き込み**」や「**デジタル化の推進**」を参考とした仕組みを設けます。

【留意点】

- 可能な範囲で、多様な主体へのヒアリングが有効です。市民との対話や協議の場を設けます。
- “大館城下の町割りが残る区域”は“重点地区”になり得るエリアです。地域で守れる緩やかなルールづくりや合意形成に向けた支援を行います。

C. 環境等 大館には、田代岳や鳳凰山等の山々、長木川等の河川、温泉、秋田杉、天然記念物が点在します。また、ゼロカーボンシティ宣言や環境基本計画等が策定され、市民・事業者・行政による環境保全が進められています。



市民・民間による十ノ瀬 藤の郷

【着眼点】次のヒントを景観計画の着眼点とします

- 市民が考える大館の美しい原風景を、「**市民一人一人ができることで、未来に継承する取組み**」を継続します。
- 太陽光パネルの「**再生可能エネルギーと良好な景観の共存**」について円滑な協議の場を提案します。
- 温泉ガストロノミー、田代岳のグランピング等、「**楽しみながら景観を守る**」取組みを提案します。

【留意点】

- 環境や景観の「保全」や「活用」について、多様な主体と協働で、楽しく継承できるようにします。

②市民意見聴取のためのアンケートにおける着眼点や留意点について

アンケート調査では、大館市民が考える景観への意識を明らかにします。

【着眼点】

- 「景観」について具体的なイメージが少ないケースが一般的です。「大館市民が何を景観と捉えているか」を調査で明らかにし、景観計画への反映を図ります。
- アンケートの選択肢などに景観の取組みを紹介し、「これなら私にも出来そうだ！」という気持ちになってもらい、市民協働の景観まちづくりへのきっかけづくりとします。
- 景観ルールについて、「市民が無理なく協力できそうな内容」を把握します。



【留意点】

- 若い世代の声を拾い上げるため、「Web での回答方式を併用」します。

③景観阻害要因解消のための効果的かつ実現可能な手法について

普段、違和感を持っている「気になる景観」。これが景観を阻害している要因であることに気づき、市民や行政の力で改善できることを周知し、街なかに良好な景観を一つ一つ増やしていきます。

【考えられる主な景観阻害要因と解消に向けた主な手法】

景観阻害要因	解消に向けた主な手法（案）	事項（関連主体）
公園や道路の雑草、 放置されたゴミ	・市に対応を依頼するだけではなく、気づいた市民や地域で対応し、清潔な居住環境を実現	市民で活動可能
大通沿いの ゴミ捨て場	・行政から収集ルートを確認した上で、メインストリートを避けた場所に設置を要請	市民で活動可能 例) 御成町
放置された 空き地・空き家	・所有者等の許可を得て、地域の方が集まれる広場や適宜イベントで利用	市民で活動可能 例) 大町商店街
屋外広告物	・良い看板、悪い看板を示し、市民と問題意識を共有	市民、事業者、行政
目立つ太陽光パネル	・ルールを設定し、各主体が景観へ配慮	市民、事業者、行政
頭上の電線類	・御成町、国道7号沿道で電線地中化を実施中	行政（国・県・市）

④特定テーマ①②③以外に大館の景観計画において重要と思われる視点の提案について

大館に既にある活動や組織、今後求められる潮流を踏まえ、視点を提案します。

ア まちの顔となる大館駅周辺などの拠点地区における景観形成のあり方を検討します。

拠点性の向上や賑わいの創出に向け、JR 大館駅駅舎の改築やインランド・デポなどの整備が進められている大館駅周辺などの拠点地区において、景観形成のあり方を検討します。

イ 未来を担う子どもを含め、幅広い世代に景観形成への関心を高める工夫を提案します。

ふるさとキャリア教育との連携や、既存の市民活動（ルールバイク、十ノ瀬藤の郷、温泉ガストロノミー等）を紹介し、子どもを含めた市民に関心を持ってもらう工夫を検討します。

ウ デジタル技術の活用の可能性を検討します。

街歩きデジタルマップの延長線上に、さらに都市計画基礎調査データ（高さ、階高）等の活用や、桂城公園城址をVRで表現するなど、デジタル技術活用の可能性を検討します。

エ 発足したばかりの「まち・すまい協議会」で、景観の視点をテーマに挙げてもらいます。

今年度、市民の住生活に関する協議を目的に発足した「まち・すまい協議会」で、「景観」の視点を議題に挙げてもらい、景観保全・活用への意識を高める工夫を検討します。

工程表

作業内容	令和5年			令和6年												令和7年			摘要
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
1. 基礎調査の実施及び整理																			
① 基礎情報の把握	→																		
② 上位計画及び規制状況の把握・整理	→																		
③ 市民アンケート調査の作成・集計・分析	→			→															
④ 景観資源と景観阻害要因の把握	→			→															
⑤ 地域の景観特性と課題の整理	→			→															
2. 景観計画の作成																			
① 景観計画区域の検討(重点地区を含む)				→															
② 景観計画区域における景観形成方針の検討				→															
③ 行為の制限に関する事項の検討(屋外広告物を含む。)				→			→												
④ 景観形成基準の検討(屋外広告物を含む。)				→			→												
⑤ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針の検討							→			→									
⑥ その他、景観計画に関する事項の検討							→			→									
⑦ 景観重点地区に関する事項の検討							→			→			→						
⑧ 景観形成の推進方策等の検討							→			→			→						
3. 庁内検討委員会・策定協議会の開催支援等																			
① 庁内検討委員会・策定協議会の資料、議事録作成				① ①		② ②			③ ③				④ ④					⑤ ⑤	
② パブリックコメント回答(素案)作成				計画策定の目的、アンケート調査票案の確認			市民が考える、景観資源や特性、課題を明らかに！			市民が協力できる、緩やかな景観ルールを提案			構成や内容が理解しやすい計画書案、手引き案を提示			パブコメ	手に取りやすい計画書の完成		
4. 計画書等の作成																			
① 景観計画 計画書の作成				→			→			→			→						
② 届け出の手引きの作成				→			→			→			→						
③ 中間報告書の作成				→															
④ 業務報告書の作成				→															
5. 打合せ協議																			
打合せ(5回程度)	①					②			③				④					⑤	

景観計画